

令和3年度 第1回

村上市国民健康保険運営協議会資料

令和3年5月20日

会場 村上市役所4階 大会議室

令和3年度 第1回村上市国民健康保険運営協議会
会 議 次 第

日 時 令和3年 5月20日(木)
午前10時00分
会 場 村上市役所4階 大会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 挨拶
- 4 出席委員数の報告
- 5 委員及び職員紹介 …… 資料1
- 6 事務局説明
・運営協議会に関する審議事項等 …… 資料2
- 7 会長及び会長職務代行者の選出
(1) 会 長 _____
(2) 会長職務代理者 _____
- 8 会議録署名委員の指名
- 9 報 告
(1) 村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険料条例の一部改正する
条例の一部を改正する条例制定について …… 資料3
(2) 令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(専決)について
…… 資料4
(3) 令和3年度村上市国民健康保険特別会計の概要 …… 資料5
- 10 議 事
(1) 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
…… 資料6
- 11 その他
令和3年度運営協議会の開催は、本日のほか、11月上～中旬と1月中～
下旬の2回を予定しています。後日改めてご案内いたします。

村上市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和3年5月1日現在

(任期：令和3年5月1日～令和6年4月30日)

委員の区分	委員の氏名	推薦母体・役職	備考
国保条例第2条の2第1号被保険者代表	さとう かず ひさ 佐藤和久	村上地域区長会連絡協議会会長 (野潟区長)	
	さいとう はち えい 齋藤八榮	神林地域区長会監事 (山屋区長)	新
	ふじ わら よし まさ 藤原義正	山北地域区長会副会長 (府屋学校町自治会長)	新
国保条例第2条の2第2号保険医・保険薬剤師代表	い が よし ろう 伊賀芳朗	村上市岩船郡医師会副会長 (いが医院)	
	おおしま けん 大島賢	村上市岩船郡歯科医師会理事 (おおしま歯科医院)	新
	わた なべ かず しげ 渡邊一誠	村上市岩船郡薬剤師会会長 (むらかみ調剤薬局)	新
国保条例第2条の2第3号公益代表	やとうご きよし 八藤後清	村上市社会福祉協議会理事	
	たか はし いち ろう 高橋一郎	村上地域老人クラブ連合会 (村上支部副会長)	
	すが わら じつ お 菅原実雄	村上市民生委員児童委員協議会 連合会会長	
国保条例第2条の2第4号被用者保険代表	さとう はじめ 佐藤肇	全国健康保険協会新潟支部 業務グループ長	
	よね ざわ とも や 米澤知哉	国土交通省共済組合第九管区海上保 安本部支部総務部厚生課共済係長	
	むら た ひさ お 村田久雄	デパート健康保険組合東日本支部 常務理事	

(順不同・敬称略)

(新…新任)

村上市国民健康保険運営協議会事務局名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	備考
1	保健医療課	課長	信田 和子	
2	税務課	課長	大滝 慈光	
3	保健医療課 国保室	課長補佐	林 洋一	国保室長
4	保健医療課 健康支援室	主幹	押切 和美	
5	保健医療課 国保室	係長	本間 かおり	
6	税務課 保険税係	係長	石井 美勝	
7	保健医療課 国保室	主事	高坂 仁望	書記

【関係法令等抜粋】

国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三

項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

村上市国民健康保険条例

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、村上市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の委員の定数）

第2条の2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 3人

- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人
(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

村上市国民健康保険運営協議会規則

平成20年4月1日 規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市国民健康保険条例（平成20年村上市条例第157号）第3条の規定に基づき、村上市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会に付議すべき事件は、会長があらかじめ委員に通知する。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、この限りでない。

(会議)

第3条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長が決定する。

(書記)

第4条 協議会に書記を置き、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(会議録)

第5条 会長は、書記に会議録を作成させなければならない。

- 2 会議録は、議事のてん末のほか、会長が必要と認めた事項を記載し、あらかじめ定めた委員が署名しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(専決)

【改正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした世帯に対しては、令和2年度に新たに規定を設け減免を行ったところです。この度、国から令和3年度における取扱いが示されたことに伴い改正を行うものです。

【改正内容】

納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されている国民健康保険税を減免の対象に加え、申請書の提出期限を令和4年3月31日までとする改正を行いました。(令和3年3月31日専決)

【財政支援】

国が示す基準により行った減免についての財政支援は下記のとおりです。

減免総額(令和3年度分の保険税)が市町村調整対象需要額の3%以上	保険税減免総額の10分の8
減免総額(同上)が市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満	保険税減免総額の10分の4
減免総額(同上)が市町村調整対象需要額の1.5%未満	保険税減免総額の10分の2

◎令和2年度減免実績

減免対象は納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に設定されているもの

令和元年度分 66件 1,702,200円

令和2年度分 71件 11,051,600円

※令和2年度に減免を行ったものについては減免した保険税総額の全額が財政支援の対象でしたが、令和3年度に減免する保険税総額が令和2年度の減免実績と同程度の場合、財政支援は10分の2となる見込です。

【周知方法】

市報、ホームページに掲載するほか、7月中旬に発送する当初納税通知書に周知文書を同封します。

令和3年度 国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(専決)について

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
5 県支出金		千円 4,620,864	千円 △ 195,491	千円 4,425,373	
	1 県負担金・補助金	4,620,864	△ 195,491	4,425,373	普通交付金分△193,691 特別調整交付金分(市町村向け)△1,800
7 繰入金		516,666	△ 64,940	451,726	
	1 他会計繰入金	466,666	△ 14,940	451,726	職員給与費等繰入金△500 出産育児一時金等繰入金△3,940 事務費繰入金△2,500 その他繰入金△8,000
	2 基金繰入金	50,000	△ 50,000	0	国民健康保険事業財政調整基金繰入金△50,000
8 繰越金		2,610	176,843	179,453	
	1 繰越金	2,610	176,843	179,453	その他繰越金176,843
9 諸収入		16,356	△ 212	16,144	
	2 雑入	3,556	△ 212	3,344	県国民健康保険団体連合会補助金△212
歳入合計(歳入全体の合計)		6,234,700	△ 83,800	6,150,900	

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
2 保険給付費		千円 4,524,148	千円 △ 67,152	千円 4,456,996	
	1 療養諸費	3,914,746	△ 65,352	3,849,394	一般被保険者療養給付費△65,352
	6 傷病手当金	1,800	△ 1,800	0	傷病手当金△1,800
4 保健事業費		58,287	△ 16,608	41,679	
	1 保健事業費	58,287	△ 16,608	41,679	保健事業経費 看護師報酬△190 費用弁償△12 普通旅費△10 特定健診委託料△16,000 インフルエンザ予防接種助成金△396
8 予備費		9,930	△ 40	9,890	
	1 予備費	9,930	△ 40	9,890	予備費△40
歳出合計(歳出全体の合計)		6,234,700	△ 83,800	6,150,900	

※合計には、今回補正していない数値を含んでいます。

令和3年度 国民健康保険特別会計の概要(1)

【予算額】

- 令和3年度 5,803,000 千円 ●令和2年度 6,207,000 千円
- 増減額 $\Delta 404,000$ 千円 ($\Delta 6.5\%$)

【予算の概要】

令和3年度の国民健康保険特別会計の主な歳入は、国民健康保険税 1,012,561 千円、県支出金 4,312,643 千円を計上しました。

主な歳出は、保険給付費 4,208,584 千円、国民健康保険事業費納付金 1,418,070 千円、保健事業費 58,203 千円を計上しました。

【主な事業】

○特定健診・特定保健指導事業

- ・第2期村上市国民健康保険データヘルス計画に基づき、生活習慣病などの疾病予防及び重症化予防ため、特定健診・特定保健指導を引き続き実施します。
- ・訪問による保健指導を実施し、より充実した事業展開を図ります。
- ・特定健診受診率向上のため、未受診者への受診勧奨を委託により実施します。

○人間ドック健診事業

生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見と早期治療を目的に、健診機関に委託して実施します。

○医療費通知及びジェネリック医薬品利用差額通知事業

医療機関への適正受診、ジェネリック医薬品の利用啓発を目的に、新潟県国民健康保険団体連合会に通知書の作成を委託し実施します。

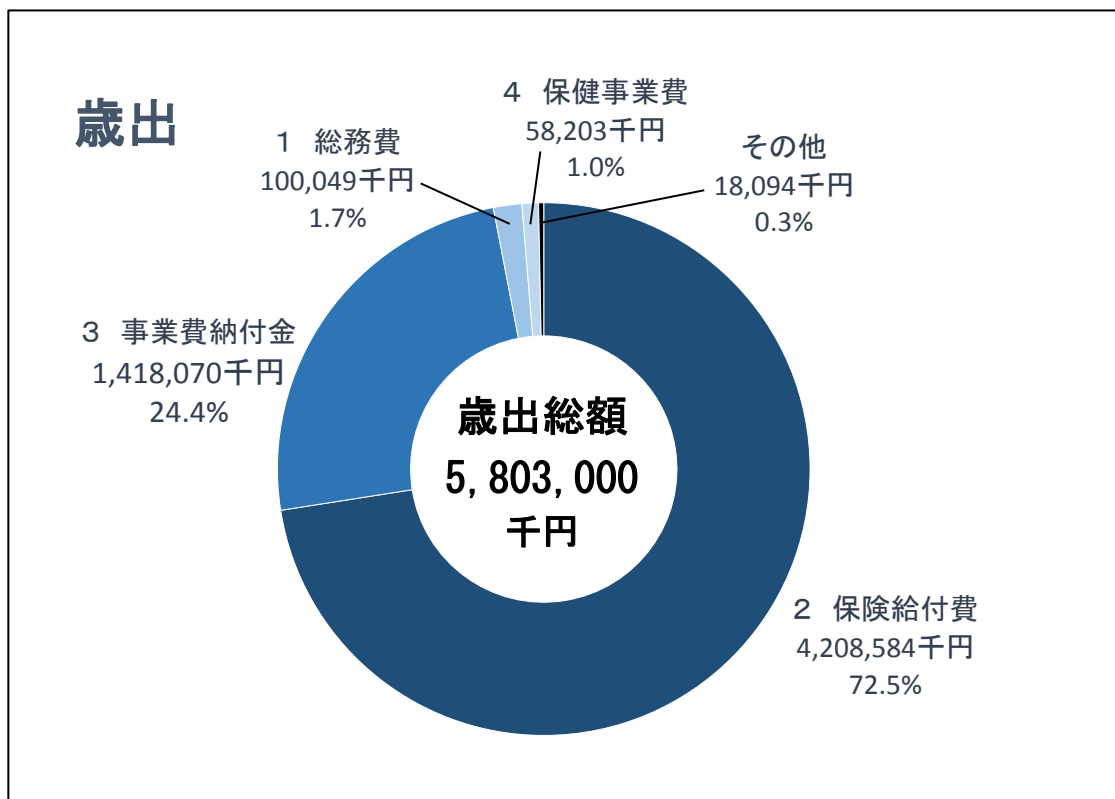
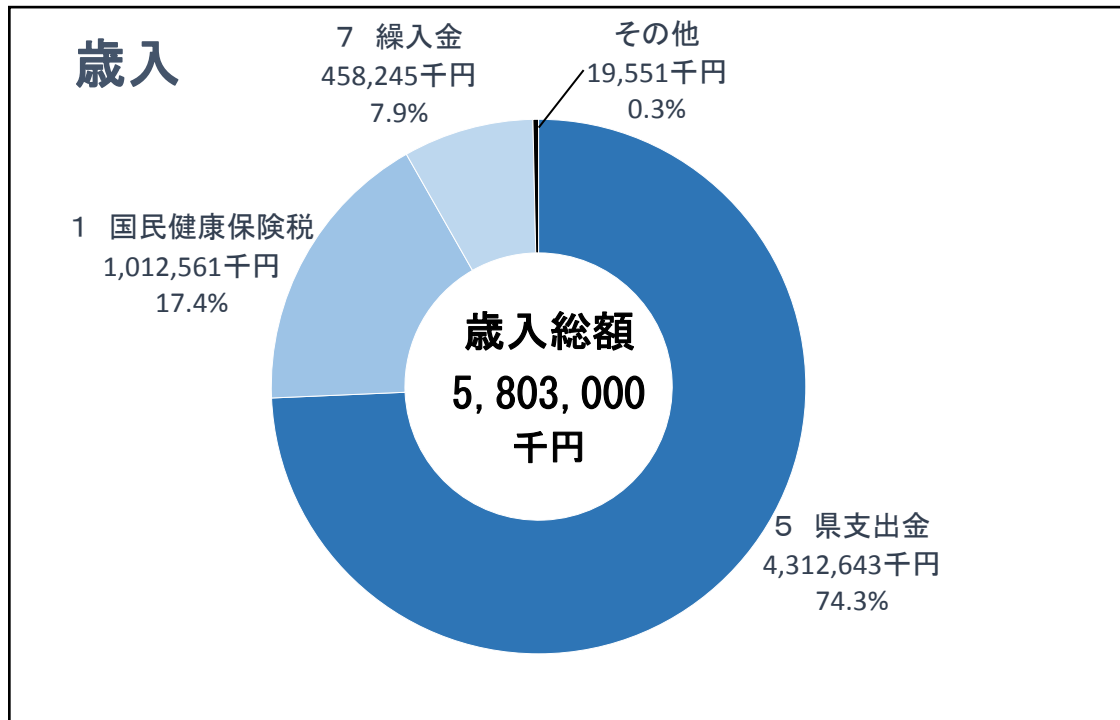
○柔道整復療養費適正化事業

柔道整復療養費の適正化に向け、患者調査を新潟県国民健康保険団体連合会に委託して実施します。

○温泉活用事業

被保険者の生活習慣病などの疾病・重症化予防を図るため、特定健診受診率向上対策として特定健診受診者に対し、温泉入浴助成券を交付して実施するもので、温泉事業者との委託により行います。

令和3年度 国民健康保険特別会計の概要(2)



令和3年度村上市国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ58億300万円で、前年度比△4億400万円、6.5%の減額となりました。減額となった理由としては、被保険者数の減少等や新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものと考えられます。

令和3年度 国民健康保険特別会計予算の概要(3)

歳 入

(単位:千円、%)

款		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	備 考
1	国民健康保険税	1,012,561	1,076,324	△ 63,763	△ 5.9%	被保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響により所得の減少を見込んだ減
2	分担金及び負担金	3,194	3,427	△ 233	△ 6.8%	特定健診一部負担金(被保険者数の減少と前年度受診者見込数により計上)
3	使用料及び手数料	500	500	0	0.0%	国民健康保険税督促手数料
4	国庫支出金	50	1,370	△ 1,320	△ 96.4%	災害臨時特例補助金(東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置に対する支援(補助率 1/6))
5	県支出金	4,312,643	4,619,064	△ 306,421	△ 6.6%	①普通交付金:市が支出する保険給付費の一部を除く全額を県が補償するもの(予算額 4,181,693千円) ②特別交付金:保健事業等の取り組み評価により交付されるものや、結核・精神に係る費用等の特別な事情、特定健診の実施に係るものに対して交付されるもの(予算額 130,950千円)
6	財産収入	10	10	0	0.0%	基金利息収入
7	繰入金	458,245	489,947	△ 31,702	△ 6.5%	保険基盤安定繰入金や基金繰入金等の減
8	繰越金	2	2	0	0.0%	前年度繰越金
9	諸収入	15,795	16,356	△ 561	△ 3.4%	①延滞金及び過料(予算額 12,792千円) ②雑入 ・第三者求償や返納金に係るもの(予算額 3,003千円) ・国保連合会補助事業(予算額 1,000千円)
歳 入 合 計		5,803,000	6,207,000	△ 404,000	△ 6.5%	

歳 出

(単位:千円、%)

款		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	備 考
1	総務費	100,049	98,044	2,005	2.0%	
2	保険給付費	4,208,584	4,522,348	△ 313,764	△ 6.9%	県から示された保険給付費総額と同額(被保険者数の減少等により減額)
3	国民健康保険事業費納付金	1,418,070	1,515,042	△ 96,972	△ 6.4%	県から示された事業費納付金の額と同額 ・医療給付費分 973,096,300円(一般 972,894,300円、退職 202,000円) ・後期支援金分 342,704,962円(一般 342,667,962円、退職37,000円) ・介護納付金分102,267,041円(退職区分なし)
4	保健事業費	58,203	53,714	4,489	8.4%	健診未受診者対策補助事業による委託料等の増
5	基金積立金	65	11	54	490.9%	国保事業財政調整基金の利息収入
6	公債費	1	1	0	0.0%	
7	諸支出金	8,028	7,840	188	2.4%	①保険税等の還付等に必要額を計上(予算額 8,028千円) ②一般会計への繰出金(予算額 1千円)
8	予備費	10,000	10,000	0	0.0%	
歳 出 合 計		5,803,000	6,207,000	△ 404,000	△ 6.5%	

村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定(案)について(6月議会提案)

【改正理由】

国民健康保険税の減免申請書は、納期限前7日までに提出しなければならないこととされておりますが、国民健康保険法第59条に該当する被保険者については、国保からの給付を受けないことや、申請期限までの提出が困難なため、申請期限を市長が指定する期日までとする改正を行うものです。

【改正内容】

国民健康保険法第59条に該当する被保険者を有する世帯に該当する場合、市長の指定する期日まで申請書を提出することとする。

【適用区分】

令和2年度分以後の国民健康保険税について適用することとしております。

○国民健康保険法第59条

被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、行わない。

- 一 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

国民健康保険(40～74歳)加入者及び
後期高齢者医療制度加入者のみなさまへ



温泉活用事業をはじめます！

市では自身の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけや、病気の予防、早期発見、治療につながるよう、多くの人に健診を受けてもらいたいことから、健診受診者には、市が指定する温泉施設を割引料金で利用できる助成券(3回分)を交付いたします。
※「市報むらかみ 4月1日号」でもお知らせしています。

特定健診・健康診査の受診者

対象

- ・40～74歳で村上市の国民健康保険に加入しており、集団健診、施設健診、個別健診を受けた人。
- ・村上市内にお住まいの75歳以上または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入の人で、集団健診、個別健診を受けた人。

助成券交付方法

- ・集団健診受診者には、健診結果をお渡しする際に助成券を交付いたします。
 - ・施設健診、個別健診受診者には、市に健診結果が届いた方に助成券を送付します。
- ※ただし、利用開始の令和3年9月以降に施設健診及び個別健診を受診した場合は、医療機関から市に健診結果が届くまでに1～2か月程度かかることから、受診後、すぐに助成券をいただきたい人は、お手数でも受診したことを証明できる領収書や健診結果等と保険証を持参し申請していただければ交付いたします

村上市国民健康保険 人間ドック受診者

対象

- ・市が委託する健診機関で受診した人
(健診機関から市が健診結果の提供を受け、特定健診・特定保健指導のデータとして利用することに同意した人。)

助成券交付方法

- 健診機関から市に健診結果が届いた方に助成券を送付します。
- ※ただし、受診後、市に健診結果が届くまでに1～2か月程度かかることから、利用期間内にお渡しすることがむずかしいと判断した場合は、個別に対応方法をお知らせいたします。

◆温泉施設を利用できる期間(予定)：令和3年9月～令和4年3月

◆対象温泉施設：助成券をお渡しする際の案内文をご覧ください。

【お問い合わせ先】

村上市保健医療課国保室 ☎ 53-2111 (内線2410～2412)